

○三条市老人クラブ等補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示第70号

改正 平成31年4月1日告示第403号

令和2年2月10日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブ又は老人クラブ連合会（以下「老人クラブ等」という。）の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において交付する三条市老人クラブ等補助金（以下「補助金」という。）に関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ 次に掲げるいずれにも該当する団体であつて、継続的に活動を行うことができるものをいう。
 - ア 行政区又はそれに準じる規模の地域（以下「行政区等」という。）を活動の拠点とし、おおむね20人以上の会員（当該行政区等に住所を有する者（当該行政区等に住所を有する者のみをもって組織し、活動することが困難な場合は、当該行政区等以外に住所を有する者を含む。）であつて、おおむね60歳以上のものをいう。）をもって組織し、活動する団体であること。
 - イ 老人クラブ連合会に加入するものであること。
 - ウ 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
 - エ 全ての会員を対象とした活動を月1回以上の頻度で実施するものであること。
- (2) 老人クラブ連合会 前号に規定する老人クラブの連合体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が適当でないと思つたものについては、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とする。ただし、当該合計額が別表第2の区分に従いそれぞれにつき算定した額を超える場合は、その額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする老人クラブ等は、市長が指定する期日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 老人クラブ 次のおりとする。

ア 老人クラブ補助金交付申請書(様式第1号)

イ 会員名簿

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 老人クラブ連合会 次のおりとする。

ア 老人クラブ連合会補助金交付申請書(様式第2号)

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ その他市長が必要と認める書類(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付を不適当と認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請団体に通知しなければならない。

(実績報告書)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた老人クラブ等は、交付対象活動が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 老人クラブ 次のおりとする。

ア 老人クラブ補助金実績報告書(様式第5号)

イ 活動報告書(様式第6号)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 老人クラブ連合会 次のおりとする。

ア 老人クラブ連合会補助金実績報告書(様式第7号)

イ 活動報告書

ウ 決算報告書

エ その他市長が必要と認める書類(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により当該実績を報告した老人

クラブ等に通知するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第9条 補助金の交付を受けた老人クラブ等は、交付対象活動に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該交付対象活動の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月告示第403号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年2月告示第22号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	対象事業	対象経費
老人クラブ	基本事業	1 高齢者の教養の向上を図る活動に係る経費 2 健康づくり活動に係る経費 3 地域におけるボランティア活動に係る経費 4 その他市長が適当と認める経費
	高齢者等見守り事業	ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動に係る経費
老人クラブ連合会	老人クラブ活動促進事業	老人クラブの活動促進に資する活動に係る経費
	健康づくり・介護予防支援事業	健康づくり及び介護予防に資する活動に係る経費

別表第2 (第4条関係)

区分	対象事業	算定の額
老人クラブ	基本事業	次の各号に掲げる会員数に応じ、当該各号に定める額 (1) 会員数30人未満 25,000円 (2) 会員数30人以上45人未満 37,000円 (3) 会員数45人以上 56,000円
	高齢者等見守り事	次の各号に掲げる会員数に応じ、当該各号に定める額

	業	(1) 会員数30人未満 6,000円 (2) 会員数30人以上45人未満 9,000円 (3) 会員数45人以上 12,000円
老人クラブ 連合会	老人クラブ活動促 進事業	240,000円に次の各号に掲げる額を加算した額 (1) 老人クラブ連合会加入老人クラブ数に9,600円を乗じて得た額 (2) 老人クラブ連合会加入老人クラブの会員数の合計人数に90円を乗じて得た額
	健康づくり・介護 予防支援事業	健康づくり支援事業の実施に係る経費で市長が認める額

備考 算定の額は年額とし、老人クラブ数及び老人クラブの会員数は、毎年4月1日現在の数とする。

(宛先) 三条市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

電 話 番 号 _____

老人クラブ補助金交付申請書

年度の老人クラブ補助金の交付を申請します。

1 事業費等

活動種別		実施の有無	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	収入(円)
基本事業	教養	有・無			(寄附金その他の臨時的収入に限る。)
	健康	有・無			
	地域	有・無			
高齢者等見守り事業		有・無			
その他の活動					
合計					

2 補助金交付申請額 _____ 円

3 添付書類
・ 会員名簿 (年4月1日現在のもの)

【参考】

補助対象経費	教養活動、健康活動、地域活動及び高齢者等見守り活動に要する経費のうち、次に掲げるもの 旅費、食糧費、講師・専門家等への謝礼金、消耗品費、印刷代、備品購入代、燃料費、会場使用料、器具借上料、電話代、郵送代、保険料その他の経費
補助対象外経費	娯楽を主として行われる活動(親睦旅行、忘年会等)に係る経費

(宛先) 三条市長

住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____ (印)
 電 話 番 号 _____

老人クラブ連合会補助金交付申請書

年度の老人クラブ連合会補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額

区分		内訳
(1)	基本額	240,000円
(2)	加算額	老人クラブ連合会加入老人クラブ数()×9,600円= 円
		老人クラブ連合会加入老人クラブの会員数の合計()×90円= 円
		健康づくり・介護予防支援事業費 円
補助金交付申請額 (1)+(2)		円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第 号
年 月 日

様

三条市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、次のとおり補助金を交付します。ただし、留意事項を必ず守ってください。

記

1 団体名

2 交付決定額

3 留意事項

- (1) 補助金の交付の対象となる活動及びその内容は、申請書の記載のとおりとします。
- (2) 補助金の交付の対象となる活動の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助金の交付の対象となる活動が年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 前3号に定めるもののほか、三条市補助金等交付規則の規定を守ってください。違反したときは、補助金を返還してもらうことがあります。

様

三条市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、次の理由により補助金の交付はできませんので通知します。

記

- 1 団体名
- 2 理由

(宛先)三条市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

電 話 番 号 _____

老人クラブ補助金実績報告書

年度の事業実績は、別紙のとおりですので報告します。

1 添付書類

- ・活動報告書

活動報告書

団体名

月日	活動内容 (総会、役員会等の 記入は不要です。)	補助対象経費		補助対象外経費	経費区分
		番号 (※)	金額 (円)	金額 (円)	
					<p>【補助対象経費】 教養活動、健康活動、地域活動及び高齢者等見守り活動に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>① 旅費 ② 食糧費 ③ 講師、専門家等への謝礼金 ④ 消耗品費、印刷代、備品購入代、燃料費 ⑤ 会場使用料、器具借上料 ⑥ 電話代、郵送代、保険料 ⑦ その他</p> <p>【補助対象外経費】 ・ 娯楽を主として行われる活動（親睦旅行、忘年会等）に係るもの</p>
	高齢者等見守り活動 ・ 対象者数 人 ・ 活動頻度 週・月 回 ・ 見守り活動員数 人				
合計					
運営費その他の経費					
寄附金その他の臨時的収入					

※ 番号欄は、経費区分欄に記載する各経費に付された番号を記入してください。

(宛先)三条市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

電 話 番 号 _____

老人クラブ連合会補助金実績報告書

年度の事業実績は、別紙のとおりですので報告します。

1 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 決算報告書

様

三条市長



補助金確定通知書

年度の補助金を次のとおり確定します。

記

- 1 団体名
- 2 確定額